

単位について

1. 単位と単位制

大学における学修は「単位制」を採用している。大学で開講されている授業科目は科目によってそれぞれ単位数が定められており、これらの授業科目を履修して合格することによって、その科目の単位が与えられる。こうして所定の単位を修得する制度を「単位制」という。

※学修の意味は、自らが積極的に学問を学び、自ら学問を修めるという語意である。学生個々でシラバスを手引きにして、予め示された内容に関する書物をもとに努力して授業に接することである。

単位とは学修時間を表す言葉で、「1単位の授業科目」は「45時間の学修を必要とする内容（授業時間＋授業時間外自習時間）」をもって構成することが標準となっている（短期大学設置基準）。

$$1 \text{ 単位} = \text{授業時間} + \text{自習時間（予習復習）} = 45 \text{ 時間の学修}$$

本学の授業は1セメスターを15週として前期・後期に分かれている。週1回あたりは各授業とも90分であるが、制度上、これを2時間として計算する。

各科目の単位数は、この授業時間数と自習時間数、そして1単位あたりの学修時間をもとに次のように定められている。

① 講義・演習科目（講義及び演習の授業）

$$\text{授業} 2 \text{ 時間（実質 } 90 \text{ 分）} + \text{自習} 4 \text{ 時間} = 6 \text{ 時間（} \times 15 \text{ 週} = 90 \text{ 時間）} 90 / 45 = 2 \text{ 単位}$$

* 1単位あたりの授業時間数は15～30時間となる。

原則として、15～30時間の授業時間と自習時間を合わせた45時間の学修をもって1単位とする。

② 実習・実技科目（実習及び実技の授業）

$$\text{授業} 2 \text{ 時間（実質 } 90 \text{ 分）} + \text{自習} 1 \text{ 時間} = 3 \text{ 時間（} \times 15 \text{ 週} = 45 \text{ 時間）} 45 / 45 = 1 \text{ 単位}$$

* 1単位当りの授業時間数は30～45時間となる。

原則として、30～45時間の授業時間と自習時間を合わせた45時間の学修をもって1単位とする。

各授業科目の単位数は学則に従って次の基準で計算する。

講義・演習科目については、半期15～30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。実習・実技科目については、半期30～45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

一つの授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち二つ以上の方法を併用して行う場合は、それぞれの組み合わせに応じた授業時間をもって1単位とする。

授業は1回を90分で行い2時間と計算する。また、授業回数は原則として前期・後期ともに8回または15回である。

2. 卒業・修了に必要な単位数

総合人間学科こども教育専攻の卒業に必要な総単位数は、62単位以上、看護学専攻は、102単位以上、リハビリテーション学（理学療法学専攻）は、101単位以上、リハビリテーション学（作業療法学専攻）は、101単位以上とする。

専攻科の修了に必要な総単位数は助産学専攻科34単位以上、地域看護学専攻科は34単位以上、リハ

ビリテーション学専攻科言語聴覚学課程 56 単位以上、リハビリテーション学専攻科理学療法学課程 31 単位以上、リハビリテーション学専攻科作業療法学課程 31 単位以上とする。

3. 単位修得の要件

授業科目の単位を修得するためには、次の要件をみたす必要がある。

- ① 受講する授業科目の履修登録を完了する。
- ② 履修登録をした科目の授業に出席する。
- ③ 履修登録をした科目の試験を受けて合格する。

4. 教育課程（カリキュラム）

本学における開設される授業科目は、

○学科の学生

- ① 基礎教育科目
- ② 専門基礎教育科目
- ③ 専門教育科目

○専攻科の学生

●地域看護学専攻科

- ① 公衆衛生看護学概論
- ② 公衆衛生看護活動論
- ③ 疫学・保健統計
- ④ 保健医療福祉行政論
- ⑤ 公衆衛生看護学実習

●助産学専攻科

- ① 基礎領域科目
- ② 実践領域科目
- ③ 研究領域科目

●リハビリテーション学専攻科 言語聴覚学課程

- ① 専門基礎科目
- ② 専門科目

●リハビリテーション学専攻科 理学療法学課程

- ① 専門基礎科目
- ② 専門科目

●リハビリテーション学専攻科 作業療法学課程

- ① 専門基礎科目
- ② 専門科目

に大別される。それぞれを各専攻によって必修科目と選択科目とにわけ、各年次に配当し、週あたりの授業時間数に編成したものをカリキュラム（教育課程）と呼ぶ。詳細は「Ⅱ教育内容」に掲載する表を参照のこと。

5. 履修と履修規程

学生が定められた教育課程の中で各自の学修計画を立て、受講する授業科目を決めて、その講義または演習等に出席して学習することを履修と呼ぶ。

本学の教育課程を円滑に履修していくために、履修上の各種の規則を収録した「履修規程」が定められている。学生はこの「履修規程」に従って履修することになる。なお、「履修規程」については、「VI学則・諸規程など」の章を参照のこと。